

事務局説明資料

2025年4月21日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況
2. GHG排出量の見積りの更新について
3. サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任
4. サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ(案)開発の方向性
5. SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて
6. ご議論いただきたい事項

EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況

- EUでは、2024会計年度から、従業員500人超の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、又は純売上高5,000万ユーロ超）に対し、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の適用を開始。
- 欧州委員会は、2025年2月、2つの法案（オムニバス法案）を公表。1つ目の法案でWave2以降の企業に対する2年間の適用時期の延期が、2つ目の法案で適用対象企業の閾値変更等の企業の負担軽減策が、それぞれ提案されている。今後、欧州議会及びEU理事会にて、検討・採択予定^{（注1）}。

【従来のCSRDとオムニバス法案の比較】

	従来のCSRD	オムニバス法案
適用対象・時期	Wave 1: 2024会計年度から、連結・単体のいずれかの従業員が500人超の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、又は純売上高5,000万ユーロ超） Wave 2: 2025会計年度から、一定規模以上の非上場企業等（Wave 1以外の大会社） Wave 3: 2026会計年度から、上場中小企業等 ^{（注2）}	①の法案成立後、②の法案の成立を目指す。 ① 適用開始時期を延期する法案 Wave 2: 2027会計年度に延期 Wave 3: 2028会計年度に延期 ② 適用対象企業の閾値の変更等を目的とする法案 適用対象は連結・単体のいずれかの従業員が1,000人超の大会社
社数	約5万社	約1万社
開示基準	ダブルマテリアリティ	ダブルマテリアリティ （グローバルな報告基準とのインターオペラビリティを損なわず、開示事項を削減）
保証	限定的保証（今後、合理的保証への移行を検討）	限定的保証（将来の合理的保証への移行は行わない）
域外適用対象	2028会計年度から、EU域内の純売上高1億5,000万ユーロ超、かつ、EU域内子会社が上場会社・大会社、又はEU域内支店の純売上高4,000万ユーロ超	2028会計年度から、EU域内の純売上高4億5,000万ユーロ超、かつ、EU域内子会社が大会社、又はEU域内支店の純売上高5,000万ユーロ超

（注1）適用時期の延期に係る法案については、2025年4月3日に欧州議会、同月14日にEU理事会において採択済、同月17日発効。

（注2）大会社に該当しない上場企業等（零細企業を除く）

（出典）2025年2月26日公表“Omnibus I - COM(2025)80”及び“Omnibus I - COM(2025)81”に基づき、金融庁作成。

[参考]CSRDに基づく開示実施企業例(1)

- 4月15日現在、CSRDに基づく開示を実施している企業のうち、時価総額3兆円以上^(注1)の企業例。
- ドイツやスペイン等、CSRDの国内法制化を終えていない法域の企業からも自発的な開示が見られる。

企業名 ^(注1)	国	産業	保証 報告書日 ^(注2)	保証業務 提供者 ^(注3)	財務諸表 監査人	企業名 ^(注1)	国	産業	保証 報告書日 ^(注2)	保証業務 提供者 ^(注3)	財務諸表 監査人
AB InBev	ベルギー	飲食	2025/2/25	PwC	PwC	Crédit Agricole Group	仏	金融	2025/3/24	PwC & Forvis Mazars	PwC & Forvis Mazars
adidas	独	消費財	2025/2/27	PwC	PwC	Danone	仏	飲食	2025/3/5	Forvis Mazars	Forvis Mazars & EY
Adyen B.V. Parts Sociales	オランダ	消費財	2025/3/7	PwC	PwC	Danske Bank	デンマーク	金融	2025/2/7	Deloitte	Deloitte
Aena	スペイン	運輸	2025/2/25	KPMG	KPMG	Dassault Systèmes	仏	テクノロジー&コミュニケーション	2025/3/12	PwC	PwC
Air Liquide	仏	資源加工	2025/3/5	PwC & KPMG	PwC & KPMG	Deutsche Bank	独	金融	2025/3/10	EY	EY
Allianz	独	金融	2025/3/3	PwC	PwC	Deutsche Telekom	独	テクノロジー&コミュニケーション	2025/2/24	Deloitte	Deloitte
Amadeus IT Group	スペイン	テクノロジー&コミュニケーション	2025/2/27	EY	EY	DHL	独	運輸	2025/2/18	Deloitte	Deloitte
ASML Holding NV	オランダ	テクノロジー&コミュニケーション	2025/3/5	KPMG	KPMG	DSV	デンマーク	運輸	2025/2/4	PwC	PwC
AXA SA	仏	金融	2025/3/18	EY & KPMG	EY & KPMG	E.ON	独	インフラ	2025/2/24	KPMG	KPMG
Banco Santander	スペイン	金融	2025/2/26	PwC	PwC	Engie SA	仏	インフラ	2025/3/7	Deloitte & EY	Deloitte & EY
Barclays Bank PLC	英	金融	2025/2/12	KPMG	KPMG	Eni	伊	鉱業・金属加工	2025/4/4	PwC	PwC
BASF	独	資源加工	2025/3/18	Deloitte	Deloitte	Equinor	ノルウェー	鉱業・金属加工	2025/3/4	EY	EY
Bayer	独	ヘルスケア	2025/2/25	Deloitte	Deloitte	EssilorLuxottica	仏	ヘルスケア	2025/2/21	PwC	PwC & Forvis Mazars
BBVA	スペイン	金融	2025/2/14	EY	EY	Ferrari	伊	運輸	2025/2/21	Deloitte	Deloitte
BMW Group	独	運輸	2025/3/12	PwC	PwC	Ferrovial	スペイン	インフラ	2025/2/27	EY	EY
BNP Paribas	仏	金融	2025/3/20	Deloitte & EY	Deloitte & EY	Fresenius	独	ヘルスケア	2025/2/25	PwC	PwC
Capgemini	仏	テクノロジー&コミュニケーション	2025/2/24	Forvis Mazars	PwC & Forvis Mazars	Hapag Lloyd	独	運輸	2025/3/7	KPMG	KPMG
Cellnex	スペイン	テクノロジー&コミュニケーション	2025/2/25	Deloitte	Deloitte	Heineken	オランダ	飲食	2025/2/11	Deloitte	Deloitte
Commerzbank	独	金融	2025/3/4	KPMG	KPMG						

(注1) データ取得が可能な2025年3月末までの最新時点で、時価総額3兆円以上の企業を抽出(3月31日時点の現地通貨/円の為替レート換算)。

(出典) Sustainability Reporting Navigatorより金融庁作成。

(注2) 決算期は全て2024年12月期。

(注3) Sustainability Reporting Navigatorによると、2025年4月17日時点の掲載企業305社のうち、監査法人以外の者から保証を受けている事例は、Sopra Steria社の1件(監査法人ACA NexiaとNon-PAであるCabinet de Saint Frontの共同保証、時価総額は2025年3月31日時点で約5,700億円)。なお、同サイトがCSRDに基づく開示企業の全てを網羅できているかは確認できていない。

[参考]CSRDに基づく開示実施企業例(2)

企業名 ^(注1)	国	産業	保証 報告書日 ^(注2)	保証業務 提供者 ^(注3)	財務諸表 監査人	企業名 ^(注1)	国	産業	保証 報告書日 ^(注2)	保証業務 提供者 ^(注3)	財務諸表 監査人
Hermes	仏	消費財	2025/3/18	PwC	PwC & Grant Thornton	SAFRAN	仏	資源加工	2025/3/21	Forvis Mazars & EY	Forvis Mazars & EY
Iberdrola	スペイン	インフラ	2025/2/28	KPMG	KPMG	Saint-Gobain	仏	鉱業・金属加工	2025/2/27	Deloitte	KPMG & Deloitte
Inditex	スペイン	消費財	2025/3/12	EY	EY	Sampo Group	フィンランド	金融	2025/3/13	Deloitte	Deloitte
ING	オランダ	金融	2025/3/3	KPMG	KPMG	SAP	独	テクノロジー&コミュニケーション	2025/2/19	BDO	BDO
Kering	仏	消費財	2025/3/5	Deloitte & PwC	Deloitte & PwC	SEB	スウェーデン	金融	2025/3/7	EY	EY
Kone	フィンランド	資源加工	2025/2/11	EY	EY	Shell	英	鉱業・金属加工	2025/3/25	EY	EY
LVMH	仏	消費財	2025/2/11	Deloitte	Forvis Mazars & Deloitte	Société Générale	仏	金融	2025/3/12	PwC & KPMG	PwC & KPMG
Mærsk	デンマーク	運輸	2025/2/6	PwC	PwC	Stellantis	オランダ	運輸	2025/2/27	Deloitte	Deloitte
Mercedes-Benz Group	独	運輸	2025/3/11	PwC	PwC	Swedbank	スウェーデン	金融	2025/2/20	PwC	PwC
Merck	独	ヘルスケア	2025/2/18	Deloitte	Deloitte	Telefónica	スペイン	テクノロジー&コミュニケーション	2025/2/27	PwC	PwC
Munich Re	独	金融	2025/3/10	EY	EY	Teleperformance	仏	テクノロジー&コミュニケーション	2025/2/27	PwC	PwC & Deloitte
Neste	フィンランド	鉱業・金属加工	2025/2/28	KPMG	KPMG	TotalEnergies	仏	鉱業・金属加工	2025/3/31	EY & PwC	EY & PwC
Nokia	フィンランド	テクノロジー&コミュニケーション	2025/3/13	Deloitte	Deloitte	UniCredit	伊	金融	2025/2/25	KPMG	KPMG
Nordea	フィンランド	金融	2025/2/24	PwC	PwC	Unilever PLC	英	消費財	2025/3/5	KPMG	KPMG
Novo Nordisk	デンマーク	ヘルスケア	2025/2/5	Deloitte	Deloitte	Universal Music Group	オランダ	サービス	2025/3/27	EY	EY
Orange	仏	テクノロジー&コミュニケーション	2025/3/4	KPMG & Deloitte	KPMG & Deloitte	Verbund AG	オーストリア	インフラ	2025/2/19	EY	EY
Philips	オランダ	インフラ	2025/2/21	EY	EY	VINCI	仏	インフラ	2025/2/10	PwC	PwC & Deloitte
RELX	英	サービス	2025/2/12	EY	EY	Volkswagen	独	運輸	2025/3/7	EY	EY
Rheinmetall	独	資源加工	2025/3/10	Deloitte	Deloitte	Vonovia SE	独	インフラ	2025/3/17	PwC	PwC
Royal Ahold Delhaize N.V.	オランダ	飲食	2025/2/25	KPMG	KPMG	Wolters Kluwer	オランダ	サービス	2025/2/25	Deloitte	Deloitte
RWE	独	インフラ	2025/2/28	Deloitte	Deloitte						

(注1) データ取得が可能な2025年3月末までの最新時点で、時価総額3兆円以上の企業を抽出(3月31日時点の現地通貨/円の為替レート換算)。

(出典)Sustainability Reporting Navigatorより金融庁作成。

(注2) Inditexの決算期は2025年1月期。その他企業の決算期は全て2024年12月期。

(注3) Sustainability Reporting Navigatorによると、2025年4月17日時点の掲載企業305社のうち、監査法人以外の者から保証を受けている事例は、Sopra Steria社の1件(監査法人ACA NexiaとNon-PAであるCabinet de Saint Frontの共同保証、時価総額は2025年3月31日時点で約5,700億円)。なお、同サイトがCSRDに基づく開示企業の全てを網羅できているかは確認できていない。

我が国の適用開始時期への影響

- EUオムニバス法案においてCSRDの適用時期延期の対象となっているのは、**一定規模以上の非上場企業等（Wave 2）及び上場中小企業等（Wave 3）**である。
他方、従業員500人超の上場企業等である大会社（Wave 1）に対しては、既に **2024会計年度からCSRDの適用が開始**している。
- 我が国においては、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えたプライム市場に上場する時価総額3兆円以上の企業から段階的にサステナビリティ開示基準の適用を開始することを検討。**非上場企業やスタンダード及びグロース上場企業は、適用対象となっていない。**
加えて、単純な比較は困難であるものの、**時価総額5,000億円以上のプライム上場企業のほぼ全て^{（注）}が、オムニバス法案による閾値の見直し後においても、2024会計年度からCSRDの適用が開始されている会社（従業員1,000人超の上場大会社）に相当。**
（注） 時価総額5,000億円以上のプライム上場企業のうち、従業員1,000人超、かつ、総資産残高40億円（約2,500万ユーロ）超又は売上高80億円（約5,000万ユーロ）超の企業の割合は、社数ベースで約99%（2025年3月末時点）。
- 以上を踏まえると、引き続き、**時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業へのサステナビリティ開示基準の適用開始時期を2027年3月期とすること等を基本線としつつ**、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、**柔軟に対応**していくこととしてはどうか。
- 二段階開示やセーフハーバー等、**企業負担の軽減につながる措置についても、引き続き検討。**
- なお、第4回WGでは、連結ベースでのCSRD開示を前倒しすることで、日本企業の欧州子会社単体でのCSRD開示の免除を受けられるよう、我が国において**保証業務提供者のオーソリゼーション（告示指定）**の制度を検討することにつき議論が行われた。
オムニバス法案により、Wave 2に分類される日本企業の欧州子会社に対する**CSRDの適用時期が2025会計年度から2027会計年度に2年間延期**されることが見込まれるため、今後の欧州の動向と企業ニーズを踏まえて、オーソリゼーションの措置の要否を検討。

[参考]欧州CSRD対応のための保証業務提供者のオーソリゼーション

- ❑ 欧州CSRDでは、①2025年12月期以降に欧州域内の「大会社」^(注1)に対して、②2028年12月期以降に一定規模以上の欧州域外企業の連結グループに対して、それぞれ、サステナビリティ情報の開示を行い、保証を受けることを義務付けている。
- ❑ ①の義務は、単体ベースの開示・保証に代えて、連結グループベースの開示・保証を行うことで免除されるとされている。
- ❑ 一部の日本企業から、当該免除制度を利用したいとのニーズがある。この場合、**2028年12月期よりも早期に連結グループを対象としたCSRDに基づく開示・保証が開始される**こととなる。
- ❑ 当該免除要件の1つとして、親会社の所在する国の法律に基づく**保証業務提供者のオーソリゼーション**がある。
- ❑ 本邦のサステナビリティ保証制度が未導入である現状においてこのニーズに応えるためには、**暫定的な制度対応として、法令上、一定の保証業務提供者を指定**^(注2)**することが考えられる。**

CSRDの概要 (関連部分)

- EU域内において重要な活動を行っている日本企業には、CSRDにより主に以下の対応が求められる
 - ① **2025年12月期以降** **NFRDでは適用外であった規模の「大会社」単体を対象**に、サステナビリティ情報を開示し、保証(当初は、限定的保証)を受けること
 - ② 2028年12月期以降、EU域外企業の連結グループを対象に、サステナビリティ情報を開示し、保証(当初は、限定的保証)を受けること
- 上記①の要求事項への対応として、**連結グループを対象として開示・保証の対応を行うことで、EUの対象会社ごとの開示・保証の対応を不要とする、免除制度**が設けられている

免除制度の概要

- 欧州子会社及びその子会社を含めた連結グループベースのサステナビリティ情報を、**欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)又はそれと同等な基準に従って作成し、報告(開示)する**必要
- 当該サステナビリティ情報の保証に関する規定は、以下のとおり
 - ✓ **親会社の所在する第三国の法律に基づきサステナビリティ報告の保証に関する意見を表明することができることとされた(オーソリゼーションを得た)個人又はファームによる、連結グループベースのサステナビリティ情報に関する保証意見**が必要
 - ✓ 保証業務提供者は、サステナビリティ保証業務を提供するために、EU加盟国でのレジストレーション^(注3)が必要

(注1) NFRD(非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令)では、従業員数500人超の上場企業等が適用対象であったが、CSRDでは、次の3要件のうち2つ以上を満たす企業を「大会社」として適用対象としている。

(1) 純資産残高2,500万ユーロ超、(2) 純売上高5,000万ユーロ超、(3) 従業員数250人超

(注2) 保証業務提供者に求める一定の要件としては、CSRDで示されている「研修、品質管理システム、職業倫理、独立性と客観性、各国監督機関による調査と制裁の手続、業務組織、不正の報告」などが考えられる。

(注3) レジストレーションの要件は各EU加盟国が設定する。

目次

1. EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況
- 2. GHG排出量の見積りの更新について**
3. サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任
4. サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ(案)開発の方向性
5. SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて
6. ご議論いただきたい事項

温室効果ガス(GHG)排出量の見積りの更新について(1)

- SSBJ基準では、GHG排出量について、関連する財務諸表の報告期間に係る測定を求めている。測定においては、実績値を用いた直接測定と見積りによる測定が想定されている。
- 現状、有価証券報告書の提出期限は期末後3カ月であることから、報告期間に係るGHG排出量の集約・開示が間に合わないこと等により、一部期間にて、見積りが使用される場合がある。この場合、**GHG排出量に関する見積りが、有価証券報告書の提出後に判明した実際の確定値と異なる可能性**がある。
- 前報告期間に開示された見積りの数値について、その変更に関する重要性のある情報を事後的に入手した場合には、**比較情報の更新や、前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異、更新した理由の開示が必要**。

見積りの数値に関する比較情報の更新を行う場合のイメージ(3月決算企業)



SSBJ基準 (一部抜粋・要約)

- ・ サステナビリティ関連財務開示において報告される数値を直接測定することができず、見積ることしかできない場合、測定の不確実性が生じると考えられる。...合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはなく、測定の不確実性の程度が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではないと考えられる。(適用基準BC164項)
- ・ 前報告期間に開示された見積りの数値に関連して、当報告期間において新規の情報を入手し、当該情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、新規の情報を反映して更新された比較対象の数値、前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異、比較対象の数値を更新した理由を開示しなければならない。(適用基準74項)
- ・ 比較対象の数値を更新することが実務上不可能である場合、見積りの数値が将来予測的なものである場合には、比較対象の数値の更新は必要ない。
...IFRS S1号においては、比較対象の見積りの数値を更新することが要求されるのは、**見積りの変更に関する情報に重要性があり、見積りを更新することが実務上不可能でない場合のみ**。(適用基準75項、BC151項)

GHG排出量の見積りの更新について(2)

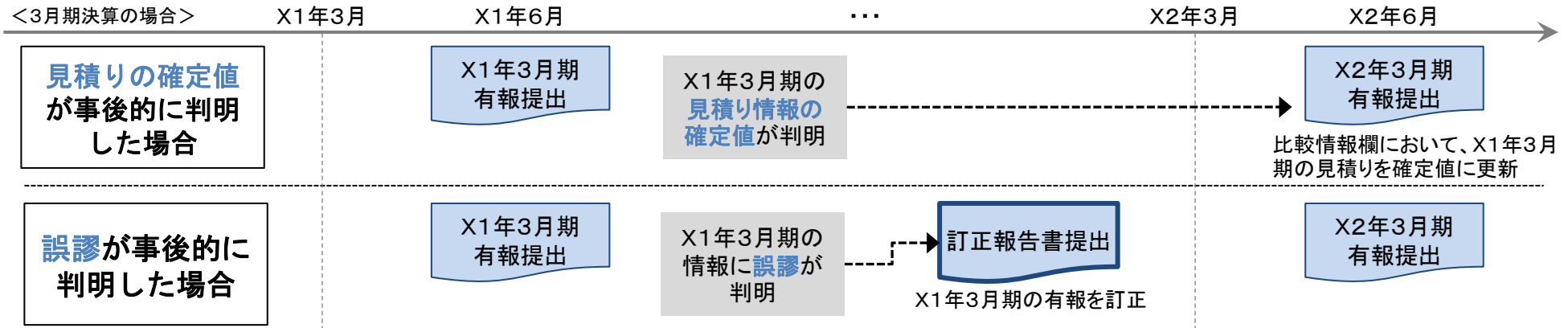
- ❑ 金商法第24条の2第1項では、有価証券報告書の訂正に関し、提出者が訂正を必要とするものがあると認めたとき、訂正報告書の自発的提出が必要としている(金商法第7条第1項の準用)。
 - ❑ 訂正報告書を提出する必要があるか否かは、一般的に、**事業年度末時点又は有価証券報告書の提出時点の状況について判断されるものであり、当該時点以降の事情の変更は訂正事由とならない**と考えられる。
 - ❑ SSBJ基準では、サステナビリティ関連財務情報は正確である必要があるとされ、見積り情報については、例えば、次の事項を満たしている場合には、正確であるとされている。
 - ・ 見積りであることが明確に区別されていること
 - ・ 見積りを行うためのプロセスに重要な誤謬が生じていないこと
 - ・ 見積りの前提が合理的で十分な情報に基づいていること
- (注) GHG排出量やその測定において見積りを使用した場合には、重要性に応じ、企業が置いた仮定の開示が必要。また、GHG排出量の見積りが、報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性であると判断した場合には、測定の不確実性の源泉等についても開示が必要。
- ❑ 上記も踏まえると、見積り情報については、**有価証券報告書の提出後に当該見積り情報に係る確定値が判明したことをもって、訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではない**と考えられる。

SSBJ基準（一部抜粋・要約）

- ・ サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報（測定の不確実性の源泉や、数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断）を開示しなければならない。（適用基準83項、84項）
- ・ サステナビリティ関連財務情報は、正確でなければならない。情報は、すべての点で完全に精密でなくても正確であることがある。必要で達成可能な精密性、及び情報を正確なものとする要因は、情報の性質及び情報が関連する事項の性質に依存する。例えば、正確性は、次のすべてを要求する（一部抜粋）。
 - 事実に関する情報に、重要性がある誤謬がない。
 - 見積り、概算及び予想が、そのようなものとして明確に識別されている。
 - 見積り、概算又は予想を行うための適切なプロセスを選択し適用するにあたり、重要性がある誤謬が生じていない。
 - 見積りを行うために用いられたアサーション及びインプットが合理的で、質的及び量的に十分な情報に基づいている。（適用基準A17項）
- ・ 温室効果ガス排出の測定に関して、以下の温室効果ガス排出の測定方法の開示が必要。
 - 直接測定の場合：温室効果ガス排出を測定するために使用した排出量に関する情報及び測定にあたって報告企業が置いた仮定
 - 見積りの場合：温室効果ガス排出を測定するために使用した活動量及び排出係数に関する情報並びに測定にあたって報告企業が置いた仮定（気候関連開示基準A17項）

有価証券報告書の訂正が必要となりうる例

- 例えば、見積りの前提が合理的でなく、十分な情報に基づいていない等、正確ではない見積りである等の場合、**誤謬**に該当する可能性がある。
- **誤謬に該当する場合、その重要性に応じて、有価証券報告書の訂正が必要**となることも考えられる。



(正確ではない見積りの例)

- ・ エネルギー使用量の多い拠点の排出量情報について、季節変動が大きいにもかかわらず、当該変動を考慮せず見積りを実施
- ・ 事務ミスにより、エネルギー使用量が多い主要拠点の排出量情報の見積りの桁数を間違えて記載 等

SSBJ基準(一部抜粋・要約)

- ・ 重要性がある過去の報告期間の誤謬について、これを訂正することが実務上不可能でない限り、開示された過去の報告期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正しなければならない。ただし、法令において、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬の解消ができない場合に該当するときは、修正再表示を行わず、当該法令に基づく取扱いに従う。(適用基準86項)
- ・ 過去の報告期間の誤謬とは、過去の1期以上の報告期間に係る企業のサステナビリティ関連財務開示における脱漏又は誤表示をいう。このような誤謬には、計算上の誤り、指標又は目標の定義の適用の誤り、事実の見落とし又は解釈の誤り及び不正行為の影響が含まれる。このような誤謬は、次のような信頼性の高い情報の不使用又は誤用から生じる。
 - (1) 当該報告期間のサステナビリティ関連財務開示の公表承認日に利用可能であった情報
 - (2) 当該開示を作成するにあたり入手し考慮すると合理的に見込み得る情報(適用基準87項)

[参考]会計基準とサステナビリティ開示基準の見積りの整理

- 会計基準においては、見積りの変更があった場合、当該変更期間又は将来における会計処理が求められるが、過年度の遡及適用は求められていない。
- 他方で、ISSB基準及びSSBJ基準においては、トレンドに関する最善の情報を主要な利用者に提供する観点から、見積りの数値について、その変更に関する重要性のある情報を事後的に入手した場合には、**過去の情報である比較対象の見積りの数値を更新すること**を要求している。

会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(過年度遡及基準)

- ・ 会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行う。(過年度遡及基準第17項)
- ・ 我が国の従来 of 取扱いにおいては、会計上の見積りの変更をした場合、過去の財務諸表に遡って処理することは求められていない。また、国際的な会計基準においても、会計上の見積りの変更は、新しい情報によってもたらされるものであるとの認識から、過去に遡って処理せず、その影響は将来に向けて認識するという考え方がとられている。(過年度遡及基準第55項)

SSBJ基準(一部抜粋・要約)

- ・ 見積りの数値が将来予測的なものである(すなわち、将来起こり得る取引、事象及び他の状況に関連するものである)場合は、比較対象の数値の更新は不要。(事後的判断の使用を伴わない場合、将来予測的な指標に関する比較対象の数値の更新は可。)(適用基準75項)
- ・ サステナビリティ関連財務開示の比較情報を更新する方法は、既に多くの法域の会計基準において確立されている、財務諸表における見積りの変更方法とは異なっている。
財務諸表における見積りの変更は、会計基準の定めに従い、変更の影響を受ける当報告期間及び将来の報告期間(すなわち、変更があった報告期間)に認識される。この方法では、比較情報は更新されず、見積りの変更(例えば、資産の耐用年数、公正価値及び予想信用損失に関する見積りの変更)は、複式簿記を通じて、当報告期間の純損益及び資本に反映されると考えられる。(適用基準BC148項)
- ・ しかし、サステナビリティ関連財務開示(例えば、スコープ3温室効果ガス排出)においては、見積り及び指標は資本に影響を与えず、また、変更した見積りを反映するにあたり比較情報を更新することにより、トレンドに関する最善の情報を主要な利用者に提供する可能性があると考えられる。(適用基準BC149項)
- ・ そのため、本基準は、当報告期間の情報を更新するのではなく、前報告期間に関する見積りの変更を反映するために比較情報を更新した方が、より有用な情報を提供することになると判断し、比較対象の見積りの数値を更新することを要求している。(適用基準BC150項)

目次

1. EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況
2. GHG排出量の見積りの更新について
- 3. サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任**
4. サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ(案)開発の方向性
5. SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて
6. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任(1)

- 第5回WGでは、事務局より、**Scope3を対象としたガイドライン改正によるセーフハーバーの導入**を前提としつつ、**法律改正も視野に、引き続き検討していく**旨提案を行った。
- こうした検討の方向性については、**概ね賛同の意見を得られた**。また、サステナビリティ情報の特性を踏まえたうえで、その法的責任のあり方を議論すべきではないか、セーフハーバーの対象を拡大すべきではないかといった意見のほか、セーフハーバーの要件についての示唆も得られた。

第5回WGにおける事務局提案

- 基本的には、第4回WGで提案したガイドラインによる対応を行うことを前提に、適用対象や適用要件について検討を進めていくが、本WGにおいて指摘のあった論点も踏まえ、**法律改正の要否も含め、引き続き検討していく**ことが考えられる。

第5回WGにおけるご意見(要約)

- ・ 事務局提案のセーフハーバーの方向性について賛同
- ・ 我が国においてもガイドラインの改定だけではなく、法制化も視野に入れて議論することが重要
- ・ 不確実性がある将来情報や統制が及ばない第三者の情報に対して企業側が負うべき責任はどういったものかということ等をしっかりと考え、法的責任というのはどういうあるべきなのかを議論する必要
- ・ 将来的には、バリューチェーン情報一般をセーフハーバーの対象とすることが望ましい
- ・ 企業に萎縮効果が生じないようSEC規則案も参考にしつつ、開示検討プロセスの合理性のみをセーフハーバーの要件とすることや、挙証責任の転換といったことも検討いただきたい
- ・ 免責については、開示における誠実性の考え方が重要

第3回WGにおけるご意見(要約)

- ・ サステナビリティ情報については、重過失でなければ虚偽記載等の責任を負わないとすることも、十分検討に値するのではないか

サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任(2)

- サステナビリティ情報の虚偽記載等の責任に係るセーフハーバーは、情報の特性を踏まえた合理的なものであるとともに、**有価証券報告書における開示の充実・責任の範囲の明確化のための環境整備**として妥当なものとする必要。

サステナビリティ関連財務開示

- **企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会**(注1)に関する情報(注2)を提供する開示[SSBJ基準サステナビリティ開示ユニバーサル基準4(5)]
(注1) 短期、中期、長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、全てのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせたもの
(注2) リスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む
- サステナビリティ関連財務開示は、関連する**財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するもの**[SSBJ基準サステナビリティ開示ユニバーサル基準BC23]

サステナビリティ情報の特性 (財務情報との比較)

- 情報開示のための基準が存在、第三者保証の対象(となる)という点で、財務情報と共通
- 他方で、以下のような特性があり、**相対的に不確実性が高い**と考えられる
 - 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して「**重要性がある**」(注3)情報を開示するとされ、その情報の範囲は会社にとって区々
(注3) ある情報について、省略、誤表示等をしたときに、サステナビリティ関連財務開示を含む報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう[SSBJ基準サステナビリティ開示ユニバーサル基準4(7)]
 - 財務情報は、定量情報、過去情報中心。サステナビリティ情報は、定性情報や見積りを含む将来情報が多く含まれるほか、Scope3のように、統制の及ばない第三者から入手した情報の開示も必要

課題

- 虚偽記載等の責任を問われないよう、有価証券報告書における情報開示が回避されるおそれがある。この場合、有用な投資情報を提供すると有価証券報告書の趣旨が損なわれる
⇒ **有価証券報告書での開示の充実と責任の範囲の明確化のための環境整備**を図る必要

想定される論点

セーフハーバーの内容、適用要件、適用範囲(将来情報等の特定の情報orサステナビリティ情報or非財務情報)、効果(民事／刑事／行政)

[参考]各国における年次報告書の虚偽記載等に対する責任

- 諸外国においても、年次報告書(財務情報と非財務情報で構成)の虚偽記載等に対しては、民事責任、刑事責任、行政責任に関する規定の適用がある。
- ただし、年次報告書のうちの**非財務情報**の虚偽記載等については、**民事責任に係るセーフハーバー**が置かれていることが一般的。これは、**非財務情報の開示の充実を意図した措置**とされる。

	日本	米国	英国
民事責任	立証責任の転換された過失責任	詐欺防止条項違反としての責任	法人: 役員等に悪意・重過失がある場合にのみ責任を負う 役員: 戦略報告書等 ※4についての責任は、悪意・重過失の場合にのみ、会社に対してのみ責任を負う
刑事責任	行為者: 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科 法人: 7億円以下の罰金	行為者: \$500万以下の罰金若しくは20年以下の懲役又は併科 法人: \$2,500万以下の罰金	詐欺的行為に対する罰則あり※5
行政責任 (課徴金)	600万円と時価総額の10万分の6のうち大きい額の課徴金	\$5万(\$25万、\$50万)の民事制裁金※1	(市場詐害行為に対して) 当局が適当と認める額の制裁金
セーフハーバー	非財務情報のうちの将来情報につき責任を負わない(開示ガイドライン) 適用要件は、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合	将来予測情報 ※2につき 民事責任を負わない ※3 適用要件は、 ・ 開示内容と異なる結果を生じさせる重要な要因を特定する意味のある注意表示がある場合 ・ 重要性がない場合 ・ 原告が発行者の役員等の悪意を証明できない場合	上記の 民事責任 の要件は、セーフハーバーとして理解されている

※1 米国の民事制裁金の額は違反行為の態様によって3段階に分けられており、法人でいえば、通常の場合は\$5万、詐欺、欺瞞等による場合は\$25万、詐欺、欺瞞等による場合であって、他人に重大な損失等をもたらした場合は\$50万とされている。また、表中の米国の課徴金額は、行政手続により課徴金を課す場合の金額であり、民事手続による場合であって、上表の金額よりも不当利得の金額の方が大きいときは、不当利得の金額となる。なお、表中の金額は、証券取引所法21B条に規定された金額であり、別途インフレ調整の規定がある。

※2 将来予測情報とは、発行者の商品又はサービスに関連する計画、将来の経済的パフォーマンスに関する記述、これらの基礎となる仮定などとされる。

※3 表中の米国の民事責任は、証券取引所法21E条のもの。他方、SEC規則240.3b-6のセーフハーバーは、「虚偽記載等ではない」と規定されており、文言上は、民事責任に限定されていない。

※4 セーフハーバーの対象は、年次報告書を構成する戦略報告書、取締役報告書、取締役報酬報告書とされている。戦略報告書には、サステナビリティ情報説明書が含まれる。

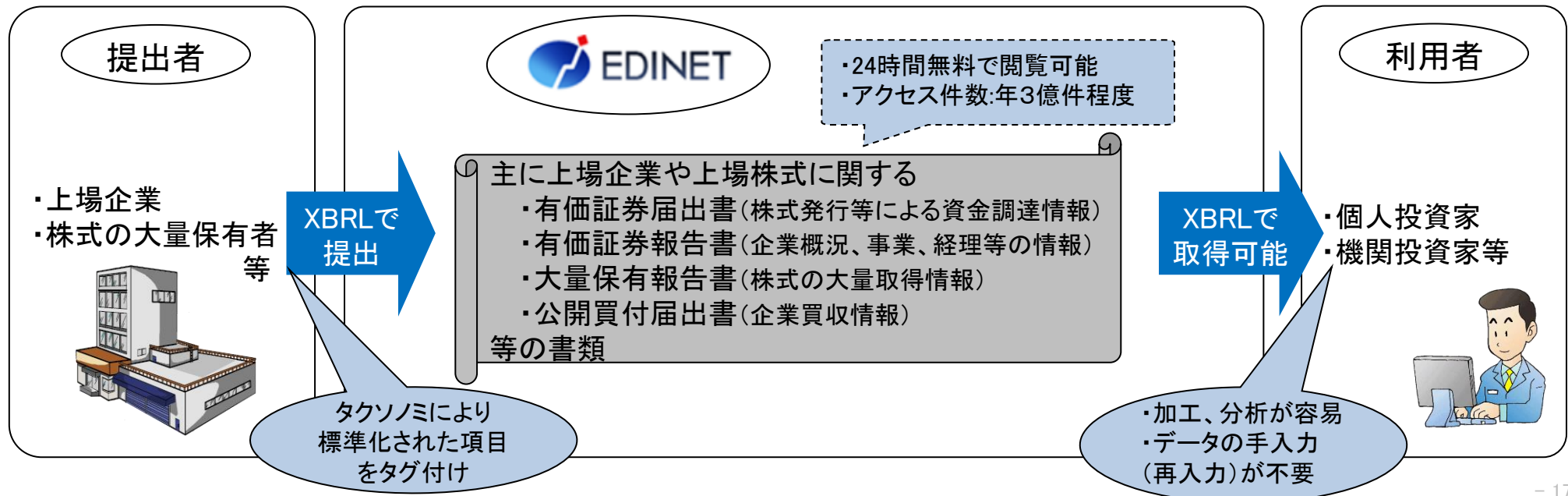
※5 例えば、会社法上は詐欺的行為について10年以下の懲役又は罰金刑、窃盗法上は不正会計行為に対して7年以下の懲役刑が科される。

目次

1. EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況
2. GHG排出量の見積りの更新について
3. サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任
- 4. サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ(案)開発の方向性**
5. SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて
6. ご議論いただきたい事項

EDINET及びタクソノミの概要

- ❑ EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)は、有価証券報告書等の開示書類について、提出から公衆縦覧に至るまでの一連の手続を電子化することにより、提出者の事務負担の軽減や投資家等の企業情報等へのアクセスの平等・迅速化を図り、もって証券市場の公平性・効率性を高めること等を目的としたシステムであり、重要な市場インフラの一つとなっている。
- ❑ 利用者の「開示書類の二次利用性の向上」、「検索機能等の向上」等を目的として、提出者はXBRL※の「タクソノミ」(電子的タグの集合)を基にタグ付けされた開示書類ファイルを作成する。
 - ※XBRL(eXtensible Business Reporting Languageの略)とは、財務報告等開示書類に電子的タグを付し効率的な情報取得を可能とするための国際的に標準化されたコンピュータ言語である。EDINETでは、XBRLを利用して有価証券報告書等の書類を作成し、提出する方法を採用。
- ❑ 金融庁は、法令及び会計・開示基準の改正等に対応するため、①利用者の利便性(比較可能性等)の向上、②提出者の事務負担、③予算等を考慮したうえで、専門的知見のある外部事業者へタクソノミの開発業務を委託し、タクソノミを更新している(例年、適用開始時期の前年11月頃公表)。



サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ(案)開発の方向性

- 現状、EDINETに提出される開示書類については、我が国の開示項目に対応した金融庁独自のタクソノミを使用している。
- サステナビリティ開示基準の導入に当たっては、これまで同様に、
 - ・ 金融庁独自のタクソノミを開発する方法と、
 - ・ IFRS財団が2024年4月に公表したIFRSサステナビリティ開示タクソノミ(以下「ISSBタクソノミ」という。)を取り込むことをベースに開発する方法とが考えられる。
- この点、金融庁独自のタクソノミの場合には、国際的な比較が困難になるとの意見がある一方、ISSBタクソノミの場合には、IFRS基準に定めのない日本独自開示項目(開示府令やSSBJ基準でのみ開示される項目)があるためISSBタクソノミのみでは国内の開示に対応できないとの意見がある。
- こうした意見を踏まえ、今後のタクソノミ開発については、サステナビリティ情報が国際的な比較可能性を強く求められていることや日本独自開示項目のタグ付けを可能にすること等を考慮し、**ISSBタクソノミを取り込むことをベースに開発する(IFRS基準(S1、S2)とSSBJ基準に共通する開示項目はISSBタクソノミの内容を取り込み、日本独自開示項目は金融庁独自のタグ付け項目を追加する)方向で検討する。**ただし、提出者負担や予算等を考慮し、**ISSBタクソノミのうちEDINETでの提出のために取り込むタグ付け項目は、優先度が高いと考えられるものから開発**することを検討する。
- **SSBJ基準適用企業とSSBJ基準非適用企業の開示の比較可能性を確保できるように共通のタクソノミを使用**する方向。

ISSBタクソノミを取り込んだEDINETタクソノミ(案)の開発イメージ

サステナビリティ情報	開示府令 有報上の記載箇所	採用するサステナビリティ開示 基準	主な対象企業(想定)	適用タクソノミ
	第一部【企業情報】 第2【事業の状況】 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	SSBJ基準適用	プライム市場上場企業 (段階的に拡大)	IFRS基準(S1、S2)とSSBJ基準に 共通する開示項目に対しISSBタクソノミを取り込む (注1、2) ＋ 日本独自開示項目に対し金融庁独自のタクソノミを開発
		SSBJ基準非適用 (開示府令上の要求事項に従う)	上記以外の上場企業 非上場企業	

(注1) 取り込むタグ付け項目については、今後、提出者、利用者等の意見を確認したうえで、限られた予算の中で開発できる内容にする予定である。例えば、当初は、IFRS基準(S1、S2)のタグ付け項目の一部(全体の半数以下)を取り込み、産業別ガイダンス(IFRS基準を構成しない)のタグ付け項目を取り込まないこととし、その後に追加するタグ付け項目については将来のニーズ等を踏まえて検討することなどが考えられる。

(注2) SSBJ基準非適用企業は、SSBJ基準適用企業と共通のタクソノミを使用することになるものの、実際にタグ付けが必要な項目は実際の開示内容(開示府令上の要求事項)に限定されるため、SSBJ基準適用企業に求められる項目全てへのタグ付けは義務付けられない。

目次

1. EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況
2. GHG排出量の見積りの更新について
3. サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任
4. サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ(案)開発の方向性
- 5. SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて**
6. ご議論いただきたい事項

[参考]第1回会議(2024年3月26日開催)でのご意見:開示①(開示基準のあり方)

事務局提案

- ・ グローバルに展開する我が国企業によるサステナビリティ情報の開示について、国際的な比較可能性を確保することで、投資家から評価されることに繋がるとともに、企業にとっても、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が実務負担の観点からも望ましいとの声もある
- ・ これを踏まえると、グローバルに展開する企業に適用されるサステナビリティ情報の開示基準は、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることが求められる

主なご意見

- ・ SSBJ基準がISSB基準と機能的に整合性が確保されている状況、同等であることが大前提
- ・ 欧州・米国をはじめとする諸外国との間で基準のインターオペラビリティを確保する必要があり、ISSBやEFRAG等と金融庁は協議をすべき

考えられる対応(案)

- ・ 3月29日に公表されたSSBJ基準の公開草案の状況を注視しつつ、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ情報の開示基準を金融商品取引法令に取り込む
- ・ 我が国のサステナビリティ情報の開示基準が国際的なベースラインとなる基準と機能的に同等なものと認められ、インターオペラビリティ(相互運用性)を確保できるよう、金融庁は、関係する国際機関や諸外国と緊密に連携していく

目次

1. EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況
2. GHG排出量の見積りの更新について
3. サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任
4. サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ(案)開発の方向性
5. SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて
6. **ご議論いただきたい事項**

ご議論いただきたい事項

- わが国におけるサステナビリティ開示基準の導入のロードマップについて、欧州オムニバス法案の公表等、最近のサステナビリティ開示に関する国際的な動向や保証に関する検討状況等を注視しながら、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業への適用開始時期を2027年3月期とすること等を基本線としつつ、柔軟に対応することについて、どう考えるか。
- サステナビリティ情報に係る見積りの修正があった場合の訂正の考え方について、どう考えるか。
- 今後、サステナビリティ情報の虚偽記載等の責任のあり方を検討していくに当たって、他に検討が必要な論点はあるか。
- サステナビリティ情報に係るEDINETタクソノミの開発の方向性について、どう考えるか。
- サステナビリティ基準委員会(SSBJ)よりご説明いただいたサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)について、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等な基準として金融商品取引法令に取り込むことについて、どう考えるか。